

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

1. 「設備区分別算定」について

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に設備区分別算定に係る様式を追加する目的は、総務省殿が「接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う」ためであり、ガイドライン別表2の他の様式含め、事業者への開示が義務付けられるものでないと考えております。

2. 「利潤」について

(1) 資本構成比率の算定

貸借対照表上の資本構成比は、会計の見積もりや会計基準の変更の影響を受けるため、客観性・論理性的の観点から必ずしも合理的でないと考えます。

また、自己資本利益率は、Capital Asset Pricing Model(以下、「CAPM」という。)を前提としており、CAPM の算式に用いている各種パラメータには市場データが用いられています。そのため、CAPM により算出された自己資本コストは市場価格(時価)に対しての期待収益となり、対応する資本構成比も時価をベースに算定することが合理的と考えます。

資本構成比の算定の考え方については、貸借対照表上の資本構成比に限定せず、時価評価による資本構成比の算定について、引続きご検討頂きたいと考えます。

(2) 自己資本利益率の算定

「リスクの低い金融商品の平均金利」及び「主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの」については、事業者固有の事情が反映される変数ではないことから、事業者間で統一した数値とする報告書案の考え方に賛同します。

また、「主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたもの」については、可能な限り長期のデータを採用することが一般的であることから、報告書案にあるとおり、「1952年から年度末までの統計データ(イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社発行)」を採用することが合理的と考えます。

なお、「 β 」は、市場の変動に対する個別株式の価額の感応度を表すものであることから、各社個別の数値が設定されるべきと考えます。

3. 「データ接続料の算定」について

(1) データ接続料の需要

提供エリアにおいて、どこでもデータ通信サービスを受けられるようにするためには、提供エリア内に設置されている各階梯の各設備で容量の確保が必要であり、そのための設備コストも MVNO は、

応分負担すべきであり、ISP 側帯域を総帯域幅とした比率を用いて算定することが合理的と考えます。

(2) データ接続料の接続料原価

現状、携帯事業者間においては、提供エリアの広さや繋がり易さも含めたサービス全般において、熾烈な競争環境にあり、非効率的な設備投資等は基本的に存在しないと考えています。

なお、報告書案において、「標準的なサービス品質の観点を踏まえた必要帯域幅に係る考え方」及び「適切な輻輳対策に必要な設備余裕の範囲、物理的・経済的な最低設置単位の具体的な程度等について」等の検討を例示されていますが、標準的なサービス品質や設備投資基準等を定めることは、今後の携帯事業者間のサービス品質、ユーザ料金及び設備に係る競争を阻害する可能性があることから、慎重に取り扱うべきと考えます。

(3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度

報告書案にあるとおり、当年度の実績値を基礎とした算定については、接続料の額の確定まで相当程度時間がかかり MNO、MVNO 双方にとって経営に与える影響が大きいことや、予測値を用いた暫定精算を行うこととなる可能性があり予測値の算定に多大なコストが必要なこと等、多くの課題が存在すると考えます。

4. 「その他の課題」について

(1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について

来年度に適用する接続料を合理的な予測に基づき算定することは、予測値の算定等にも多大なコストや期間を要する可能性があり、また、接続料が大幅に減少する場合を前提としていますが、中長期的には状況が変動することも考えられ、制度の総体的な安定性・公平性の観点等についても留意が必要と考えます。

(2) 接続固有に発生する費用

接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費についてもその便益の程度に応じて、事業者間で応分に負担することが適当と考えます。

以上